

出雲崎町奨学生の選考基準について

出雲崎町奨学生は、下記の基準を基に選考します。

【収入の選考基準】

本人（奨学生）の保護者（親権を行う者又は後見人）の1年間の認定所得額が下表「1. 所得基準額」以下であること。

認定所得額の算出は、「2. 所得額の計算」により収入がある個人ごとに算出した後、父母を合算した金額をいいます。

1. 所得基準額

区分		所得基準額
世帯人員	2人	282万円
	3人	328万円
	4人	355万円
	5人	382万円
	6人	402万円
	7人	422万円
	8人	442万円

備考：世帯人員が8人を超える場合は、1人増すごとに20万円を世帯人員8名の収入基準額に加算する。



下記により算出された所得額の合計額が所得基準以下である必要があります。

2. 所得額の計算 ※個人ごとに計算します。

(1) 給与所得の場合

年間総収入金額	所得額の算出式
329万円以下の場合	0円
330万円以上400万円以下の場合	収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下の場合	収入金額×0.7－223万円
879万円以上の場合	収入金額－486万円

【注1】 1万円未満は切捨て

【注2】 同一人で2か所以上からの収入があり、いずれも給与収入の場合は、収入額を合算した後、上記計算式により個人ごとに算出します。

(2) 給与所得以外の場合

収入金額（または売上額）から必要経費を差し引いた金額を記入する。

【注1】 1万円未満は切捨て

次項の計算式を参照してください。

計算例 保護者二人とも給与所得の場合 父年収 600 万円 母年収 300 万円の場合
➤給与所得 父(3)に該当、計算式により 197 万円 母(1)に該当 0 万円
所得金額は、197 万円+0 万円=197 万円となります。

【所得額計算式】

① 給与所得者の場合

年間総収入 a 万円 (1 万円未満切り捨て。所得証明書または源泉徴収票の「給与収入」)

a が 329 万円以下の場合 0 万円

a が 330 万円以上 400 万円以下の場合 . . $a \times 0.8 - 263$ 万円 万円

a が 401 万円以上 878 万円以下の場合 . . $a \times 0.7 - 223$ 万円 197 万円

a が 879 万円以上の場合 $a - 486$ 万円 万円

② 自営業者の場合

確定申告書または市町村民税申告書に記載の所得額 . . . 万円

③ その他の所得の場合 (不動産所得・配当所得など)

確定申告書または市町村民税申告書に記載の所得額 . . . 万円

④ 上記①～③の所得が複数ある場合

・ 給与所得分

年間総収入 a 万円 (1 万円未満切り捨て。所得証明書または源泉徴収票の「給与収入」)

a が 329 万円以下の場合 万円

a が 330 万円以上 400 万円以下の場合 . . $a \times 0.8 - 263$ 万円 万円

a が 401 万円以上 878 万円以下の場合 . . $a \times 0.7 - 223$ 万円 万円

a が 879 万円以上の場合 $a - 486$ 万円 万円

給与所得 万円 A

・ 営業所得およびその他の所得

確定申告書または市町村民税申告書に記載の所得額 . . . 万円 B

保護者の所得額 (A+B) 万円